自動車運送事業用自動車事故統計年報 (平成22年)



平成24年2月 国土交通省自動車局



用語の定義

- 1.「重大事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規 定する事故をいう。具体的には、以下の項目に該当する事故をいう。
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条 第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- (4) 10以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたも の
 - ①消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物
 - ②火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類
 - ③高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第2条に規定する高圧ガス
 - ④原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及び それによって汚染された物
 - ⑤放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号) 第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ⑥シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ⑦道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7)操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号 に掲げる傷害が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定に違 反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をい う。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する 行為をいう。)又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。) を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。) があつたもの

- (11) 自動車の装置(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条各号に掲げる 装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなっ たもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
- 2. 事故種類の定義は次のとおりとする。

「転覆」当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

「転落」当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が〇.5メートル以上のとき。

「路外逸脱」当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区別のある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。

「火災」当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。

「踏切」当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。

「衝突」当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋 その他の物件に衝突し、又は接触したとき。

「車内」操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む)が死傷したとき。

「死傷」当該自動車により通行人(自転車に乗って通行している者を含む。)等当該自動車 に乗車していない者が死亡又は重傷となったとき。

※死亡及び重傷の定義は次のとおり

「死亡」事故発生後24時間以内に死亡したもの。

「重傷」自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を 受けたもの。

「健康起因」運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。

「危険物等」当該自動車に積載された一定の危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質、放射

性同位元素、毒物、劇物、可燃物が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの。 また、コンテナが落下したもの。

「車両故障」当該自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

「その他」 自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示 したもの。

- 3.「乗務員に起因するもの」とは、自動車事故報告規則に基づく報告において、事故の主たる原因が乗務員に起因する事故とされているものをいう。
- 4. 事業の種類の定義は次のとおりとする。

「乗合」一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。

「貸切」一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。

「貸切等」一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者をいう。

「特定」特定旅客自動車運送事業者をいう。

「ハイ・タク」一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

「トラック」貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物利用運送事業者をいう。

主な改正経緯

平成13年 5 月:報告対象として以下を追加した。

- ①車内事故
- ②健康起因によるもの
- ③危険物等運搬車両による事故
- ④国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの 報告対象から当該自動車、積載貨物、家屋その他の物件に与えた損害 の総額が200万円を超えるものの報告を削除した。

平成 1 7年 2 月:自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象を、「かじ取り装置」「制動装置」「車枠」「車軸」「車輪(タイヤを除く。)」「シャシばねの破損又は脱落」から道路運送車両法第 4 1条各号に掲げる「原動機及び動力伝達装置」「操縦装置」「燃料装置及び電気装置」など全ての装置に拡大した。

平成21年12月:報告対象について以下のとおり追加又は見直しを行った。

- ①10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ②10人以上の負傷者を生じたもの
- ③自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ④酒気帯び運転、麻薬等運転等を伴うもの
- ⑤救護義務違反があったもの
- ⑥車輪の脱落、被牽引車の分離の故障を生じたもの
- ⑦鉄道施設を損傷し、3時間以上列車の運転を休止させたもの
- ⑧高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにさせたもの

自動車輸送統計における事業の種類別の総走行距離

(単位億km)

事業の種類	乗合バス	貸切バス	ハイ・タク	トラック
平成2年	30. 38390	15. 71311	193. 48051	484. 58799
平成3年	30. 39816	15. 79837	197. 55179	523. 65100
平成4年	30. 18431	15. 42921	192. 99725	543. 70781
平成5年	29. 92589	15. 33674	186. 54109	552. 01904
平成6年	29. 69970	15. 49207	182. 01987	575. 40297
平成7年	29. 55635	15. 75352	180. 18027	603. 41396
平成8年	29. 35727	15. 84471	176. 26132	631. 34652
平成9年	29. 16750	15. 83394	171. 85136	639. 55667
平成10年	29. 04569	15. 89543	167. 73376	632. 25010
平成 1 1 年	29. 00487	16. 14264	164. 44400	656. 41366
平成 1 2 年	28. 96959	16. 28838	164. 29964	692. 03737
平成13年	29. 24444	16. 49602	160. 91037	693. 44313
平成14年	29. 51699	16. 68243	161. 74335	706. 52403
平成 1 5 年	30. 08903	16. 74217	160. 99999	728. 97444
平成16年	30. 28566	16. 98226	154. 04983	716. 06634
平成 1 7 年	30. 15339	17. 29257	152. 62520	708. 28793
平成 18年	30. 13347	17. 08699	151. 99604	731. 03375
平成19年	30. 34001	16. 99166	148. 54303	742. 71278
平成20年	30. 46438	16. 97060	142. 64090	721. 47924
平成 2 1 年	30. 42916	16. 77422	138. 20623	694. 87291
平成22年	30. 34875	16. 94192	133. 74892	690. 16679

- (注) 1. 平成 21 年以前は、年度(4月~3月)、平成 22 年は暦年(1月~12月)とした。
 - 2. 走行キロ(営業用バスを除く)の調査については、平成22年10月より、「自動車輸送統計調査」から「自動車燃料消費量調査」に移行している。
 - 3. 本表の平成22年値は、1月から9月までは旧統計数値、10月から12月は新統計 数値となっているため、公表されている接続係数を使って、旧系列と比較可能な数 値を作成した。

1. 重大事故の発生状況

(1) 発生状況

平成22年中に自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づき報告があった事業用自動車の重大事故の件数及び死傷状況等は、以下のとおり、昨年と比較して増加している。

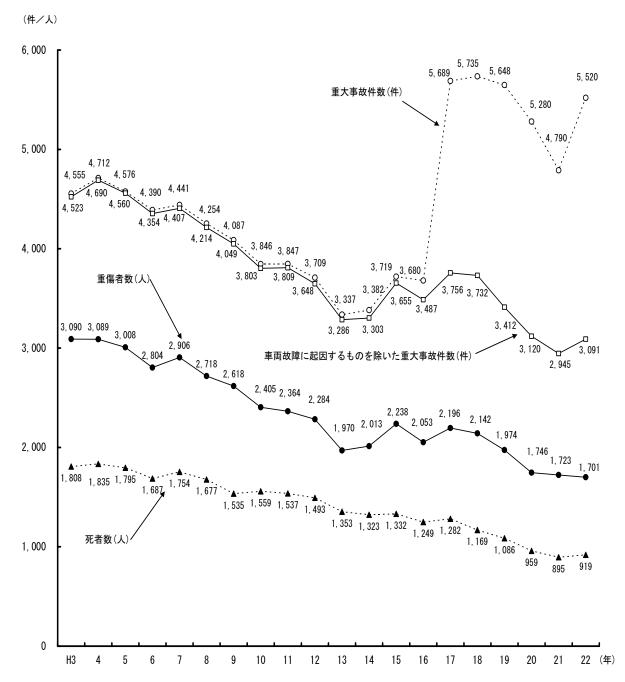
平成22年中の重大事故発生状況 : 5, 520件(前年より730件増加) このうち乗務員に起因するもの : 1, 931件(前年より123件増加)

平成22年中の重大事故による死者数 : 919人(前年より24人増加) このうち乗務員に起因するもの : 468人(前年より36人増加)

平成22年中の重大事故による重傷者数 : 1,701人(前年より22人減少) このうち乗務員に起因するもの : 1,047人(前年より5人減少)

(2) 重大事故発生状況の推移

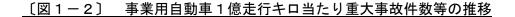
事業用自動車の重大事故発生状況等の推移は、図1-1に示すとおり、近年減少傾向であったが、平成22年中は増加した。

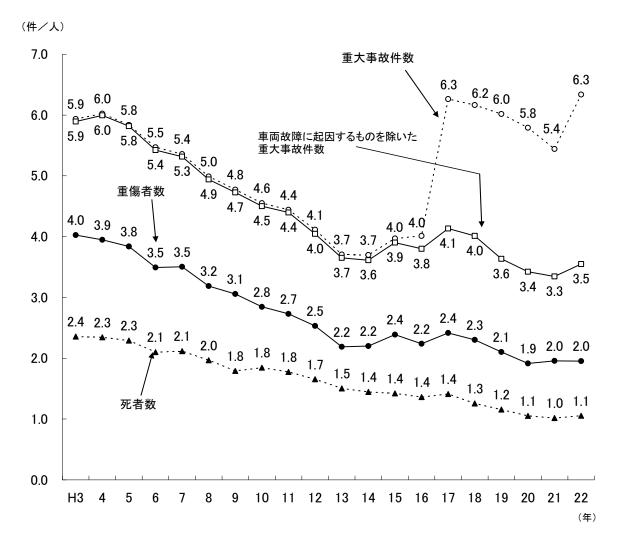


[図1-1]事業用自動車の重大事故発生状況等の推移

(3) 事業用自動車 1 億走行キロ当たり重大事故件数等の推移

事業用自動車の重大事故発生状況について、事業用自動車1億走行キロ当たりでみると、 図1-2に示すとおり、昨年と比べて増加しており、特に、事故件数の増加が大きい。





- (注) 1. 平成17年2月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が拡大されている。
 - 2. 走行キロは、自動車輸送統計から引用している。

2. 事業の種類別の重大事故発生状況

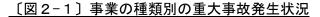
(1) 発生状況

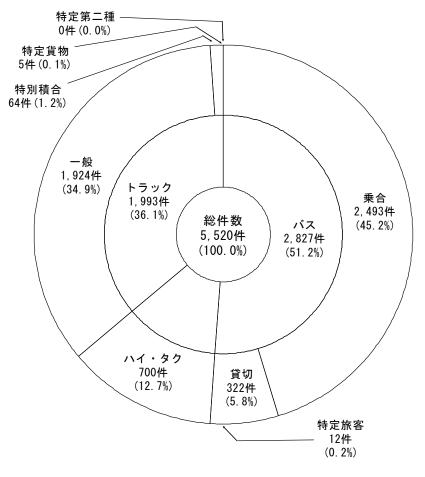
平成 22 年中の事業用自動車の重大事故発生状況等を事業の種類別にみると、表 2 - 1 に示すとおり、バス、ハイ・タク、トラックともに昨年より増加している。

また、事業の種類別の重大事故発生状況は、図2-1に、旅客自動車運送事業における 事業の種類別の重大事故により死傷した乗客数は、表2-2に示すとおりである。

バス 内訳 ハイ・タク トラック 計 項目 乗合 貸切 特定 2,493 (+492) 数 (件) 322 (+54) 12 (700 (+67) 1,993 (+111) 5,520 (+730)+6)乗務員に起因する 342 (+6)480 (+27) 1,064 (+81) 1,931 (+123) (件) +3)39 (+6)6 (34 (21 (0 (93 (+14) 771 (919 (+24)死 者 数 (人) +4)+7) $\pm 0)$ -1)死 傷 70 (+26) 重傷者数(人) 260 (-64)5 (+5)532 (+10) +1) 1,701 (-22)834 (状 況 ±0) 2,620 (計 (人) 294 (-60)91 (+33) 5 (+5)625 (+24)1,605 (+2)

〔表2-1〕 事業の種類別の重大事故発生状況等





[表2-2]旅客自動車運送事業における事業の種類別の重大事故により死傷した乗客数

	内訳		バス	ハイ・タク	計	
項	目	乗合	貸切	特定	ハイ・ダン	āΙ
死	死 者 数(人)	2	0	0	4	6
死 傷 状 況	重 傷 者 数(人)	134	25	0	49	208
況	計 (人)	136	25	0	53	214

(2) 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県) 別事故件数

[表2-3] 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県)別事故件数

	事業種類道		バス [乗合]	バス [貸切 ⁴		ハイ・・	タク	トラッ	ク	計	
	県 、	<u>,</u>	89	(7)	15	(E)	47	(4)	117	(1)	268	(E)
北青	海 森	道県	10	(7)	2	(5)	<u>47</u> 5	(4)	117 30	(1)	47	(30)
岩岩	** 手	県	10	(26)	3	(30)	4	(26)	40	(18)	57	(23)
宮	 城	県	62	(11)	10	(10)	21	(12)	54	(15)	147	(10)
赵	田	県	12	(22)	2	(36)	2	(35)	22	(35)	38	(34)
山	形	県	6	(35)	4	(29)	2	(35)	39	(20)	51	(27)
福	島	県	17	(18)	9	(11)	5	(19)	40	(18)	71	(21)
茨		県	44	(13)	9	(11)	4	(26)	80	(5)	137	(12)
栃	- ***	県	12	(22)	9	(11)	5	(19)	62	(13)	88	(17)
群	馬	県	11	(24)	8	(15)	5	(19)	71	(8)	95	(16)
埼	玉	県	106	(5)	21	(3)	26	(10)	96	(3)	249	(6)
千	<u></u> 葉	県	25				28		77		144	
東	京	都	398	(17)	14 33	(6) (1)	120	(7)	77	(6)	630	(11)
神	 奈 川	引県	444	(1)	24	(2)	70	(3)	65	(11)	603	(2)
↑Ψ 山	豪 川 梨	県	2	(43)	5	(25)	5	(19)	29	(29)	41	(32)
	-	県	10	(26)	9	(11)	7	(18)	58	(14)	84	(18)
新富	 温 山	県	10	(44)	0	(45)	1	(43)	24	(34)	26	(41)
石	<u>ш</u> Ш	県	9	(31)	7	(18)	1	(43)	31	(24)	48	(29)
長	野	県	10	(26)	11	(7)	3	(31)	31	(24)	55	(24)
福		県	10	(44)	2	(36)	2	(35)	26	(32)	31	(39)
岐	阜	県	6	(35)	2	(36)	5	(19)	31	(24)	44	(31)
静	一一	県	29	(14)	8	(15)	15	(15)	67	(10)	119	(13)
愛	知	県	72	(9)	11	(7)	27	(8)	93	(4)	203	(7)
=	重	県	9	(31)	7	(18)	1	(43)	38	(22)	55	(24)
滋	<u></u>	県	1	(44)	0	(45)	3	(31)	17	(38)	21	(47)
京	都	府	63	(10)	5	(25)	19	(13)	30	(27)	117	(14)
大	阪	府	374	(3)	21	(3)	75	(2)	104	(2)	574	(3)
奈		県	28	(16)	7	(18)	2	(35)	12	(44)	49	(28)
	歌山	県	11	(24)	3	(30)	0	(47)	11	(45)	25	(42)
兵	庫	県	106	(5)	7	(18)	39	(5)	50	(17)	202	(8)
鳥	取	県	16	(20)	7	(18)	2	(35)	13	(42)	38	(34)
島	根	県	13	(21)	3	(30)	4	(26)	13	(42)	33	(38)
岡	山	県	8	(34)	3	(30)	4	(26)	38	(22)	53	(26)
広	島	県	75	(8)	8	(15)	25	(11)	63	(12)	171	(9)
山		県	17	(18)	5	(25)	5	(19)	39	(20)	66	(22)
徳	島	県	5	(38)	1	(41)	3	(31)	14	(40)	23	(44)
香	Л	県	5	(38)	6	(23)	2	(35)	27	(30)	40	(33)
愛	媛	県	9	(31)	3	(30)	10	(16)	53	(16)	75	(20)
高	知	県	4	(41)	1	(41)	8	(17)	11	(45)	24	(43)
福	岡	県	246	(4)	6	(23)	27	(8)	71	(8)	350	(4)
佐	賀	県	6	(35)	0	(45)	2	(35)	27	(30)	35	(36)
長	崎	県	29	(14)	1	(41)	33	(6)	19	(37)	82	(19)
熊	本	県	5	(38)	1	(41)	2	(35)	21	(36)	29	(40)
大	分	県	4	(41)	3	(30)	1	(43)	14	(40)	22	(46)
宫	崎	県	10	(26)	5	(25)	3	(31)	17	(38)	35	(36)
鹿	児島	県	62	(11)	11	(7)	4	(26)	25	(33)	102	(15)
沖	縄	県	1	(44)	2	(36)	16	(14)	4	(47)	23	(44)
	計		2493		334		700		1993		5520	
××:	数值描	_	カッコ内は	順付								

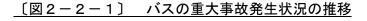
[表 2 - 4] 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県)別事故件数 (車両故障に起因するものを除く)

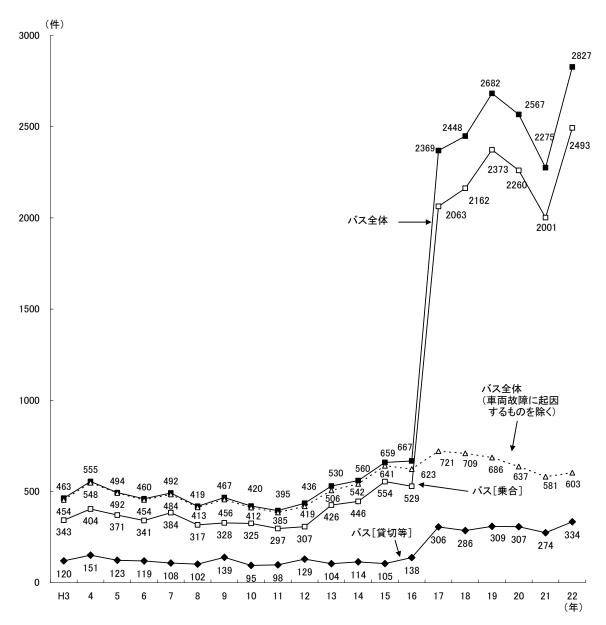
	事業 、種類											
都道	1 1 1	•	バス〔乗	合]	バス〔貸も	刃等〕	ハイ・ク	タク	トラッ	ク	計	
府県	\											
北	海	道	28	(6)	8	(1)	47	(4)	103	(1)	186	(4)
青	森	県	6	(16)	2	(16)	5	(19)	25	(30)	38	(26)
<u>青</u> 岩	手	県	5	(20)	0	(37)	4	(24)	34	(21)	43	(22)
宮	城	県	6	(16)	1_	(28)	20	(12)	48	(15)	75	(15)
秋	里	県		(40)	0	(37)	2	(35)	18	(35)	21	(39)
山	<u>形</u>	県		(40)	1	(28)	2	(35)	30	(23)	34	(29)
<u>福</u> 茨	<u>島</u> 城	県県	5 8	(20) (12)	3	(28) (11)	3 4	(30)	32 76	(22) (5)	41 91	(24) (11)
栃	<u></u> 木	県	4	(26)	4	(5)		(19)	58	(12)	71	(16)
群	馬	県	4	(26)	1	(28)	5	(19)	70	(8)	80	(13)
埼	玉	県	25	(7)	6	(2)	26	(9)	90	(3)	147	(5)
千	葉	県	8	(12)	6	(2)	26	(9)	72	(6)	112	(9)
東	京	都	62	(2)	4	(5)	117	(1)	71	(7)	254	(1)
	奈 川	県	81	(1)	5	(4)	64	(3)	58	(12)	208	(2)
山	梨	県	0	(47)	3	(11)	4	(24)	20	(34)	27	(34)
新	潟	県	7	(15)	2	(16)	7	(18)	51	(14)	67	(17)
富	<u> </u>	県	1	(40)	0	(37)	1	(43)	22	(33)	24	(36)
石	 	県	3	(31)	2	(16)	1	(43)	28	(25)	34	(29)
<u>長</u> 福	<u>野</u> 井	県県	5 1	(20) (40)	4	(5) (28)	<u>3</u> 2	(30)	28 23	(25) (31)	40 27	(25) (34)
岐	<u>井</u> 阜	県	3	(31)	0	(37)	<u> </u>	(19)	28 28	(25)	36	(27)
静	_ <u>干</u>	県	4	(26)	3	(11)	15	(15)	63	(10)	85	(12)
愛	知	県	9	(11)	3	(11)	27	(7)	77	(4)	116	(8)
$\widehat{\Xi}$	重	県	5	(20)	3	(11)	1	(43)	35	(19)	44	(21)
滋	<u></u>	県	1	(40)	0	(37)	3	(30)	16	(37)	20	(41)
京	都	府	14	(10)	1	(28)	19	(13)	29	(24)	63	(19)
大	阪	府	33	(4)	4	(5)	69	(2)	99	(2)	205	(3)
奈	_良_	県	5	(20)	2	(16)	2	(35)	9	(46)	18	(44)
-	<u>歌_山</u>	県	6	(16)	2	(16)	0	(47)	10	(45)	18	(44)
<u>둇</u>	<u>庫</u>	県	42	(3)	4	(5)	39	(5)	47	(17)	132	(6)
<u>鳥</u>	<u>取</u>	県	2	(35)	2	(16)	<u>2</u> 4	(35)	11 12	(43)	17	(46)
<u>島</u> 岡	<u>根</u> 山	県県	3 2	(31)	1	(37) (28)	4	(24) (24)	36	(42) (18)	19 43	(42) (22)
広	島	県	21	(9)	2	(16)	25	(11)	62	(11)	110	(10)
山	一	県	4	(26)	2	(16)	5	(19)	35	(19)	46	(20)
徳	島	県	3	(31)	0	(37)	3	(30)	13	(41)	19	(42)
香	川	県	2	(35)	4	(5)	2	(35)	27	(28)	35	(28)
愛	媛	県	4	(26)	2	(16)	10	(16)	48	(15)	64	(18)
高	知	県	1	(40)	1	(28)	8	(17)	11	(43)	21	(39)
福	岡	県	32	(5)	2	(16)	27	(7)	69	(9)	130	(7)
<u>佐</u> 長	賀	県	2	(35)	0	(37)	2	(35)	27	(28)	31	(32)
長	崎士	県	25	(7)	1	(28)	33	(6)	18	(35)	77	(14)
熊士	<u>本</u>	県	5	(20)	0	(37)	2	(35)	15	(38)	22	(37)
大宮	<u>分</u> 崎	県旧	<u>2</u> 8	(35) (12)	0 2	(37) (16)	3	(43)	14 15	(40)	17 28	(46)
<u>宮</u> 鹿!	<u> </u>	県県	6	(16)	0	(37)	<u> </u>	(24)	23	(31)	33	(31)
<u>庇</u> 沖	<u>元 与</u> 縄	県	1	(40)	2	(16)	16	(14)	3	(47)	22	(37)
71	計	ᅏ	506	(+0)	97	(10)	679	(1 4)	1809	(1 1)	3091	(01)
			- 300 		IJΙ		013		1009		0001	

※数値横のカッコ内は順位

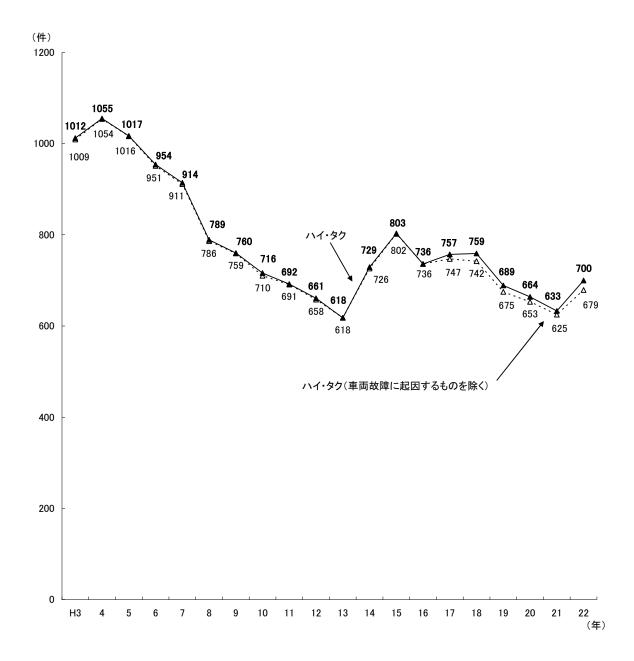
(3) 事業の種類別の重大事故発生状況の推移

事業の種類別の重大事故発生状況の推移は、図2-2-1から図2-2-3に示すとおり、ここ数年は全ての種類で減少していたが、H22年中は増加した。

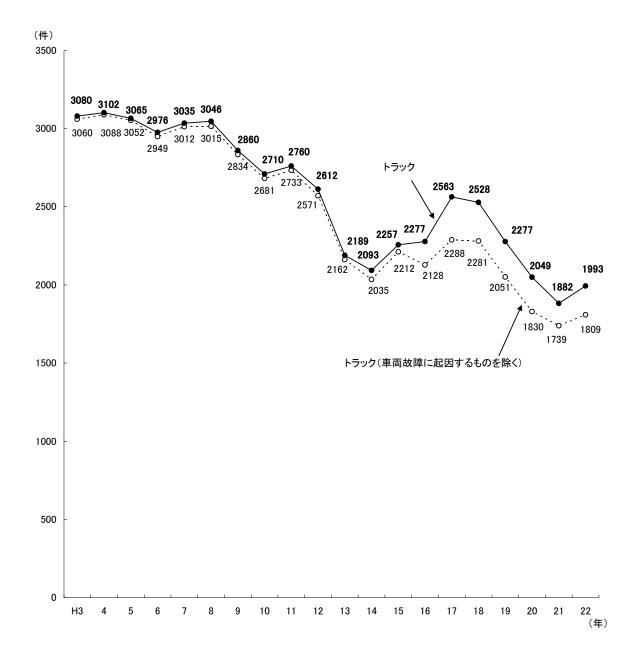




〔図2-2-2〕 ハイ・タクの重大事故発生状況の推移



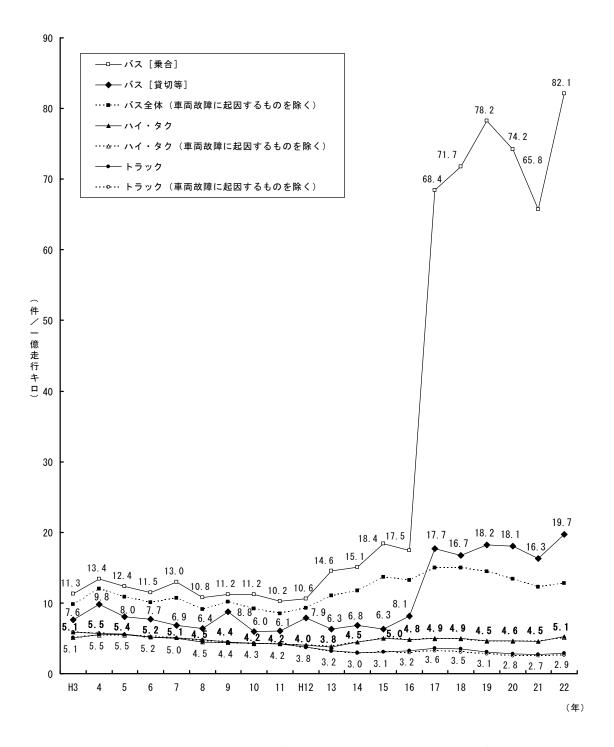
[図2-2-3] トラックの重大事故発生状況の推移



(4) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移

事業の種類別の事業用自動車 1 億走行キロ当たりの重大事故件数の推移は、図 2 - 3 に示すとおりであり、昨年と比べて増加しており、特に、事故件数の増加が大きい。

〔図2-3〕 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移



3. 原因別の重大事故発生状況

(1) 車両故障に起因する重大事故発生状況

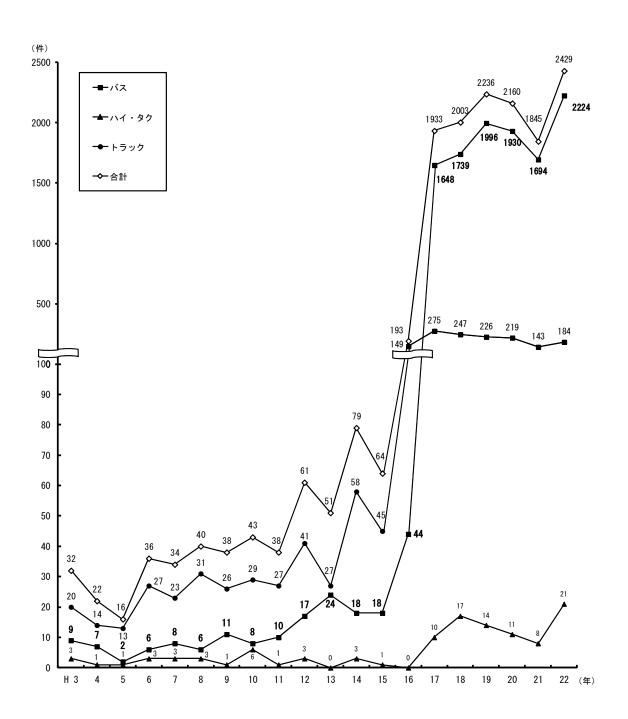
平成 22 年中の事業の種類別の車両故障に起因する事故発生状況等は、表 3 - 1 に示す とおりである。また、事業の種類別の車両故障に起因する事故発生状況の推移は、

図3-1に、事業の種類別の車両故障に起因する事故の装置別件数は、表3-2に示すとおりである。

[表3-1] 事業の種類別の車両故障に起因する事故発生状況等

事故状況事業の種類			事故件数 (件)		死者 (丿		重傷者数 (人)		
		乗	合	1987 (+496)	0 (±0)	0 (±0)
バ	ス	貸	切	234 (+37)	1 (+1)	0 (±0)
		特	定	3 (_3)	0 (±0)	0 (±0)
/\	1 ·	タ	ク	21 (+13)	0 (±0)	0 (±0)
۲	ラ	ツ	ク	184 (+41)	0 (-1)	2 (+1)
	計			2429 (+584)	1 (±0)	2 (+1)

^{※()}内の数値は、対前年増減数



[表3-2] 事業の種類別の車両故障に起因する事故の装置別件数

事業の種類	バス	バス	ハイ・	トラック	計
装置	[乗合]	[貸切等]	タク	. , , ,	н
原 動機	402	78	9	24	513
速度制御装置	2	1	0	0	3
動 力 伝 達 装 置	363	38	1	18	420
車輪(タイヤ除く)	5	3	1	31	40
タイヤ	66	19	1	23	109
車軸	8	1	0	20	29
操縦装置	22	3	0	0	25
制動装置	70	9	0	24	103
緩 衛 装 置	55	10	0	6	71
燃料装置	127	25	1	11	164
電 気 装 置	533	19	7	12	571
車 枠 及 び 車 体	12	1	0	1	14
連結装置	0	0	0	1	1
乗 車 装 置	55	1	0	0	56
物 品 積 載 装 置	0	0	0	0	0
窓 ガ ラ ス	3	0	0	0	3
騒 音 防 止 装 置	6	1	0	1	8
ばい煙等の発散防止装置	10	7	0	1	18
灯火装置及び指示装置	11	1	0	0	12
反 射 器	0	0	0	0	0
警 音 器	0	0	0	0	0
視野を確保する装置	16	1	0	0	17
計器	7	2	0	0	9
消火器	0	0	0	0	0
内圧容器及びその付属装置	98	5	0	1	104
運行記録計	1	0	0	0	1
そ の 他	115	12	1	10	138
計	1987	237	21	184	2429

(2) 車内事故

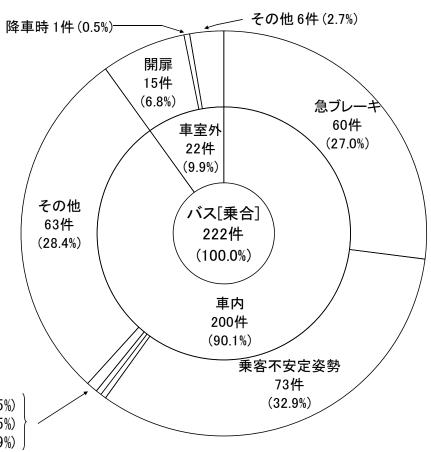
平成 22 年中の乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別の車内事故発生状況は、表3-3に示すとおりである。また、事業の種類別、原因別の車内事故発生状況は、図3-2に示すとおりである。

[表3-3] 事業の種類別の車内事故発生状況(乗務員に起因するもの)

事故状況事業の種類			事故∜	犬況	事故件数 (件)	死者数 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)	
			乗	合	222 (+22)	0 (±0)	99 (-9)	161 (+41)	
バ		ス	貸	切	5 (+1)	0 (±0)	3 (±0)	8 (+7)	
			特	定	2 (+2)	0 (±0)	0 (±0)	9 (+9)	
/\	1		タ	ク	18 (+12)	0 (±0)	6 (+4)	19 (+13)	
計					247 (+37)	0 (±0)	108 (-5)	197 (+70)	

※()内の数値は、対前年増減数

[図3-2] 事業の種類別、原因別の車内事故発生状況(乗務員に起因するもの)



バ ウ ン ド 1件(0.5%) 足をすべらせる 1件(0.5%) カ ー ブ 2件(0.9%)

